

あなたのペット

近所迷惑になっていませんか？

ペットを飼うには、社会のルールを守り、他人に迷惑をかけないようにしなければなりません。適切な飼い方を心掛け、人とペットが共に快適に暮らせるようにしましょう。無理な数の飼育をせず、適切な飼い方ができる数で飼育をしましょう。また、犬や猫を飼うと決めたら、責任と愛情を持って一生面倒を見ましょう。



問い合わせ先
環境上下水道課 ☎53-1063
県中央東福祉保健所衛生環境班
☎53-3190

犬の飼い主の方へお願い

- ◆犬のふんの始末は必ずしましょう
道路や畑に犬のふんが放置されています。責任を持って必ず飼い主が持ち帰りましょう。
- ◆なるべく鳴かないようにさせましょう
ストレスがたまらないように散歩をさせましょう。ひどく鳴く場合は、動物病院に相談しましょう。
- ◆鶏を襲ったり、畑を荒らすなどの被害が出ています
脱出防止・しつけと訓練を行いましょう。
※犬の登録、狂犬病の予防注射も必ず行いましょう！

猫の飼い主の方へお願い

- ◆放し飼いによるふんなどの被害が多発しています
「放し飼い」「ふん尿害」「野良猫の引き取り」などの苦情や相談が多く寄せられます。迷惑にならないよう飼育しましょう。猫は室内飼いをおすすめします。
- ◆名札をつけましょう
迷っても飼い主が分かるようにしましょう。
- ◆野良猫にエサを与えないようにしましょう
野良猫にエサを与えると、エサを求めて他から猫が集まってきて、被害が大きくなります。

飼っている犬や猫が飼えなくなったら

やむを得ず飼育できなくなった場合、新しい飼い主を探し、どうしてもいない場合は中央東福祉保健所にご相談ください。
※動物愛護の観点から、原則、飼い犬・飼い猫の引き取りは行いません。

不妊・去勢手術をしましょう

不妊・去勢手術をすることで、不幸な子犬や子猫を増やすことがなくなります。発情期がなくなることで鳴き声やけんかが減り、乳がん等の予防にもなります。



香美市民憲章 —平成24年4月1日制定—



前文 私たちの香美市は、美しく、豊かな自然に育まれています。先人が築き上げた尊い文化や伝統を受け継ぎ、人々が愛と勇気を心に持ち、誰もが幸せを感じられるまちを目指し、ここに市民憲章を定めます。

- 本文**
- 1、豊かな自然を守り、美しいふるさとを未来に届けましょう。
 - 1、互いに思いやり、ささえあう、心安らぐまちにしましょう。
 - 1、歴史に学び、伝統を守り、高め、文化の香りあふれるまちにしましょう。
 - 1、子どもたちの笑い声は宝物、みんなで見守り育てましょう。
 - 1、感謝の気持ちを大切に、元気で働き、仲よく住みよいまちにしましょう。



©やなせたかし
香美市イメージキャラクター

障害者虐待防止法は 虐待から障害者を守るための法律です

対象となる障害者

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他心身の障害や社会的な障壁により、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な方
※障害者手帳を取得していない場合も含む

虐待する側の対象者

- ①**養護者**
障害者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居人など
- ②**障害者福祉施設従事者等**
障害者支援施設や障害福祉サービスの事業所で働いている職員など
- ③**使用者**
障害者を雇用している事業主など

このような行為は虐待です

身体的虐待

殴る、ける、つねる、縛り付ける、閉じ込める、など

心理的虐待

怒鳴る、脅す、無視する、仲間はずれにする、など

放棄・放任

食事、排せつ、入浴、洗濯などの世話をしない、など（ネグレクト）

性的虐待

裸にする、わいせつなことをしたりさせたりするなど

経済的虐待

勝手に年金や預貯金、財産などを使う、金銭を与えない、など

香美市障害者虐待防止センターへ相談を！

福祉事務所に障害者虐待防止センターを設置し、障害者本人や養護者などからの相談を受け付けています。相談内容に応じて、障害者本人の安全確認を目的に訪問などを行い、虐待防止のための支援を行っています。通報や届け出をした人の情報は守られます。また、匿名でも受け付けていますので、ご協力をお願いします。

障害者の権利と利益を守り、安定した生活や社会参加を助けるため、みんなで虐待の防止に取り組みましょう。

虐待に関する通報は迷わず早急に！

平日 8:30～17:15 ☎53-3117（福祉事務所）
休日・上記以外の時間帯 ☎53-3111（市役所代表）

虐待に気づいた人には通報義務があります

